

川崎市市民活動補償制度について

宮前区合同連絡会

令和5年10月31日



保険料の支払いは？

必要ありません

事前の加入手続は？

必要ありません

川崎市 が

保険料を負担して保険会社と契約し、

かわさき市民活動センターが

窓口を担っています。

① 対象となる方

川崎市内に活動拠点のある
団体及びその会員

※ イベント等の参加者は
対象外となります

② 補償内容

賠償責任事故

傷害事故

賠償責任事故

活動中に、参加者又は第三者の身体・財物に損害を与えてしまう事故

例1

水やり中、通りがかった人がホースにつまずいてけがをしてしまった。

例2

伐採した枝が隣の家の雨どいを壊してしまった。

傷害事故

活動中に発生した**急激かつ偶然な外来**
の事故で活動者が負傷・死亡した事故

例1

雑草の草刈り中にスズメバチに刺された。

例2

作業中、バランスを崩して転倒してしまい、手首を骨折した。

③ 対象とならない事例

例 1

愛護会のメンバーではない方が、個人で公園の清掃をした際、作業中にケガをした。

例 2

熱中症になった、もともと痛めていた腰痛が悪化した、靴ずれができた、しもやけになった。

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度

賠償責任事故は、
免責金額5,000円を
超える部分について
の補償になります。

補償額には最高額が
定められています。

必要に応じ、民間保険会社のボランティア保険や
イベント保険との併用もご検討ください。

活動中に事故が起きてしまったら・・・

かわさき市民活動センター
に電話で連絡してください



必要となる書類をご案内し、
対象となる事故が審査します